

## 決 定 書

上記異議申出人ら(以下「異議申出人」という。)から令和5年5月6日に提起された、令和5年4月23日執行の多治見市長選挙(以下「本件選挙」という。)における効力に関する異議申出(以下「本件異議申出」という。)について、多治見市選挙管理委員会(以下「本委員会」という。)は、次のとおり決定する。

### 主 文

本件異議申出を棄却する。

#### 第1 事案の概要

1. 本件選挙において、高木貴行候補(以下「高木候補」という。)の確認団体である「ふるさと多治見を守る会」(以下「本件確認団体」という。)は、令和5年4月21日、新聞折込によりビラを頒布した。
2. 本件選挙において、高木候補が当選した。

#### 第2 申出人の主張の要旨

本件選挙を無効とする旨の決定を求める。

### 第3 異議申出の理由

異議申出の理由を要約すれば、以下のとおりである。

1. 本件選挙において、本件確認団体が新聞折込により頒布したビラ(以下「本件ビラ」という。)には、次の点で違法が認められる。
  - (1) 本件ビラには、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第201条の11第5項の規定により記載しなければならないとされている政党その他の政治団体の名称、選挙の種類及び法の規定によるビラである旨を表示する記号のうち、政党その他の政治団体の名称以外が記載されていない。
  - (2) 本件ビラは、本件選挙で次点となった山本勝敏候補(以下「山本候補」という。)の当選を得させない目的をもって、虚偽の内容を記載したものであり、法第235条第2項に該当する。
  - (3) 本件ビラは、山本候補の名誉を毀損するものであり、刑法(明治40年法律第45号)第230条第1項に該当する。
2. 上記のとおり、本件ビラは違法なものであったため、本委員会は、本件ビラの頒布を止めるべきであった。
3. 本件ビラにより、選挙人の自由な判断が妨げられ、選挙の自由公正が失われた。本件ビラの頒布がなければ、選挙結果が違った可能性がある。
4. 本件ビラの新聞折込は、日本新聞協会の「折込広告取扱基準」では認められないものである。
5. 令和5年4月16日の高木候補の出陣式及び同月20日の総決起集会において、株式会社バローの田代正美会長が、本件ビラと同趣旨の山本候補を批判する演説を行った。

#### 決定の理由

第1 本委員会は、令和5年5月23日、本件異議申出について、その要件を審理し、適法なものと認めたので、これを受理し、同年6月9日の異議申出人による口頭意見陳述を経て、慎重に審理した結果、同月21日、以下のとおり判断した。

第2 異議申出人は、本件選挙を無効とする決定を求めているが、法第205条第1項

には「選挙の規定に違反することがあるとき」で、かつ「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り」選挙の無効を決定しなければならないと規定されている。

1. 「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もつとも、かような違反行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」（最高裁昭和61年2月18日第三小法廷判決）とされている。

2. 「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「若しその違反がなかったならば選挙の結果につき或は異った結果を生じたかもしれぬと思量せらるる場合」（最高裁昭和23年6月26日第二小法廷判決）とされている。

第3 本件選挙について、以上の要件の有無を検討する。

1. 「選挙の規定に違反する」ことについて

(1) 「選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること」又は「選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されること」について

法第201条の11第5項は、確認団体のビラの表面には、確認団体の名称、選挙の種類及び法の規定によるビラである旨を記載しなければならないという形式的要件を規定している。しかし、ビラの記載内容は、規制の対象とされておらず、選挙管理委員会がビラの内容を審査し、その取消若しくは修正を命じ、又はその頒布を差し止めることを認める規定はない。

本件ビラには、選挙の種類及び法の規定によるビラである旨が記載されてい

ない。

本委員会が本件選挙の各候補者に配布した様式「政党その他の政治団体のビラの届出書」には、確認団体の名称、選挙の種類及び法の規定によるビラである旨を記載する旨明記してあり、又、令和5年4月20日には、本件確認団体代表者に、ビラに必要な事項を記載するよう通知している。

異議申出人は、本件ビラが形式的要件を満たしていないこと及び本委員会が本件ビラの頒布を止めなかったことを問題視しているが、本委員会には、形式的要件を満たしていないビラであっても、その頒布を差し止める権限がないことから、管理執行の手續に関する明文の規定に違反する事実又は選挙の自由公正の原則が著しく阻害される事実は、認められない。

(2) 「選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた」ことについて

選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為は、法第205条第1項に規定する「選挙の規定に違反すること」に該当しないが、異議申出人は、本件ビラの頒布及び高木候補の選挙運動により、選挙結果に影響を及ぼしたと主張する。

本件確認団体から本件ビラの新聞折込を委託された株式会社多治見中日サービスセンターに確認したところ、本件ビラの新聞折込数は25,700枚であった。令和5年4月1日現在における多治見市の世帯数は47,673世帯であり、本件ビラの新聞折込数の比率を世帯数で見ると、およそ53.9パーセントである。

選挙人は、自らの投票行動を決定するに当たっては、各種報道や選挙運動を通じて、候補者の政見や主張などを取得し、それをその自由な意思に基づき取舍選択しながら行うことが通常であって、本件ビラ及び演説のみによって投票行動をするとは、必ずしも考えられない。

従って、本件ビラの内容及び出陣式等における演説の内容が、虚偽であるか、名誉棄損に該当するかを判断するまでもなく、本件選挙において、違反行為により選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じたとする客観的根拠は認められない。

なお、本件ビラの新聞折込が、日本新聞協会の「折込広告取扱基準」で認められないものであったかどうかについては、当該基準は、業界の内部基準であ

り、法令に違反するものではないため、考慮する必要がない。

## 2. 「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある」ことについて

上記のとおり、本件選挙について、選挙の規定に違反することがあるとは認められないため、選挙の結果に異動を及ぼす虞があることの有無について判断するまでもなく、法第205条第1項に規定する要件を満たさないことは明らかである。

第4 以上のとおり、異議申出人の主張は理由がないため、法第216条第1項の規定により準用される行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、主文のとおり決定する。

### 多治見市選挙管理委員会

委員長 木股 信雄

委員 長谷川 博

同 松葉 佐奈恵

同 水野 清美

この決定に不服がある場合は、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で岐阜県選挙管理委員会に審査を申し立てることができます。